中小企業事業者の皆さんを応援する

業務改善助成金とは？

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金 最大600万円を助成

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索

支給の主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1. 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
2. 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施（審査）
3. 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出（審査）
4. 支給

助成の概要

業務改善助成金 検索

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額（※2）	助成対象事業場	助成率
50円コース	50円以上	1人	30万円（40万円）	事業場内最低賃金が令和8年度の地域別最低賃金未満	事業場内最低賃金1,050円未満 4／5 事業場内最低賃金1,050円以上 3／4
		2～3人	40万円（70万円）		
		4～5人	70万円		
		6～7人	90万円		
		8人以上	110万円		
		10人以上（※1）	130万円		
70円コース	70円以上	1人	40万円（50万円）		
		2～3人	50万円（100万円）		
		4～5人	130万円		
		6～7人	180万円		
		8人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円（100万円）		
		2～3人	150万円（240万円）		
		4～5人	270万円		
		6～7人	360万円		
		8人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①または②に該当する事業場（特例事業者）が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金1,050円未満の事業場
②物価高等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3％ポイント※以上低下している事業者
※「％ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。
（※2）（ ）書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。
電話番号 0120-366-440 受付時間 平日9：00～17：00

専門家による無料相談を実施しています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（ ）内は、令和7年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,131（1,075）	56	令和8年 10月1日
青　森	1,090（1,029）	61	令和8年 10月29日
岩　手	1,090（1.031）	59	令和8年 12月1日
宮　城	1,098（1,038）	60	令和8年 10月1日
秋　田	1,090（1,031）	59	令和8年 10月14日
山　形	1,092（1,032）	60	令和8年 10月30日
福　島	1,094（1,033）	61	令和8年 10月16日
茨　城	1,136（1,074）	62	令和8年 10月18日
栃　木	1,125（1,068）	57	令和8年 10月1日
群　馬	1,120（1,063）	57	令和8年 10月3日
埼　玉	1,196（1,141）	55	令和8年 10月1日
千　葉	1,195（1,140）	55	令和8年 10月1日
東　京	1,280（1,226）	54	令和8年 10月1日
神奈川	1,279（1,225）	54	令和8年 10月1日
新　潟	1,108（1,050）	58	令和8年 10月1日
富　山	1,119（1,062）	57	令和8年 10月1日
石　川	1,113（1,054）	59	令和8年 10月3日
福　井	1,112（1,053）	59	令和8年 10月4日
山　梨	1,113（1,052）	61	令和8年 11月1日
長　野	1,117（1,061）	56	令和8年 10月2日
岐　阜	1,121（1,065）	56	令和8年 10月1日
静　岡	1,154（1,097）	57	令和8年 10月15日
愛　知	1,195（1,140）	55	令和8年 10月1日
三　重	1,143（1,087）	56	令和8年 10月1日
滋　賀	1,136（1,080）	56	令和8年 10月3日
京　都	1,180（1,122）	58	令和8年 11月16日
大　阪	1,231（1,177）	54	令和8年 10月1日
兵　庫	1,172（1,116）	56	令和8年 10月1日
奈　良	1,107（1,051）	56	令和8年 10月4日
和歌山	1,101（1,045）	56	令和8年 10月3日
鳥　取	1,090（1,030）	60	令和8年 10月3日
島　根	1,092（1,033）	59	令和8年 10月10日
岡　山	1,104（1,047）	57	令和8年 10月2日
広　島	1,141（1,085）	56	令和8年 10月11日
山　口	1,101（1,043）	58	令和8年 10月8日
徳　島	1,103（1,046）	57	令和8年 11月1日
香　川	1,092（1,036）	56	令和8年 10月1日
愛　媛	1,093（1,033）	60	令和8年 11月1日
高　知	1,086（1,023）	63	令和8年 10月29日
福　岡	1,114（1,057）	57	令和8年 10月4日
佐　賀	1,095（1,030）	65	令和8年 11月15日
長　崎	1,087（1,031）	56	令和8年 11月2日
熊　本	1,092（1,034）	58	令和8年 12月1日
大　分	1,096（1,035）	61	令和8年 11月1日
宮　崎	1,085（1,023）	62	令和8年 10月24日
鹿児島	1,090（1,026）	64	令和8年 10月25日
沖　縄	1,086（1,023）	63	令和8年 12月2日
全国加重平均額	1,177（1,121）	56	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！ 最低賃金に関する特設サイト
最低賃金制度 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げ特設ページ 検索
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R8.9）

確認OK？ 最低賃金



最低賃金は、働くすべての人の時間額を保障する制度です。

中小企業事業者の皆さんへ **業務改善助成金** 最大600万円を助成 を活用しましょう！

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは中ページへ

最低賃金って、なに？



働くすべての人の時間額を保障する制度です！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守



都道府県ごとに設定

内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金 ※

特定地域内の特定産業について定められています。

設定件数 223件

例えば、

- 北海道なら 乳製品製造業
- 宮城県なら 自動車小売業
- 千葉県なら 鉄鋼業
- 福岡県なら 百貨店 総合スーパー

など

内 容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、令和8年4月1日時点で、全国で223件の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

（18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。）

特定最低賃金の詳細は 特定最低賃金 検索

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元	派遣先
X県 最低賃金額（時間額） 1,100円	Y県 最低賃金額（時間額） 1,200円（派遣先の最低賃金が適用）

派遣先のY県最低賃金（1,200円）が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元	派遣先※
X県 最低賃金額（時間額） 1,100円	Z県 鉄鋼業 最低賃金額（時間額） 1,250円（派遣先の特定最低賃金が適用）

派遣先のZ県 鉄鋼業最低賃金（1,150円）が適用されます。

※金額は令和8年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額(※1)にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給 ＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿円

B 日給の方

日給 ＿＿円 ÷ 1日の平均所定労働時間 ＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿円

C 月給の方

月給 ＿＿円 ÷ 1か月の平均所定労働時間 ＿＿時間 ＝ 時間額 ＿＿円 ≧ 最低賃金額（時間額） ＿＿円

D 上記A、B、Cが組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

❶ 基本給（日給）→ Bの計算で時間額を出す
❷ 各手当（月給）→ Cの計算で時間額を出す
❸ ❶と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

使用者のみなさまへ　使用者は、最低賃金額などを作業場の見えやすい場所に周知する必要があります。

事例1　●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
208,000円-8,000円＝200,000円

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
200,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）＝1,250円＞1,100円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給（月給）	175,000円
職務手当（月給）	25,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合 計	208,000円
1か月の平均所定労働時間	160時間
●●県 最低賃金額	1,100円

事例2　▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、
6,000円÷1日の所定労働時間（8時間）＝750円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）＝150円

③ 上記①と②を合計すると、
750円+150円=900円＜1,100円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給（日給）	120,000円（=6,000円×20日）
職務手当（月給）	24,000円
通勤手当（月給）	8,000円
合計	152,000円
1日の所定労働時間	8時間
1か月の平均所定労働時間	160時間
▲▲県 最低賃金額	1,100円

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

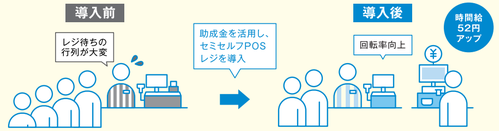
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善事例 ❶　セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

課題 購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。

対応 レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。

代表者の悩み　レジの精算業務を効率化したい。



金銭の受け渡しミスがなくなり精算が約1.5倍の速さに

さらなる工夫
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

実施概要 商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

成果 レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

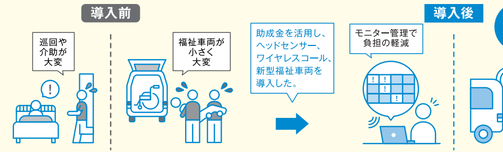
助成金活用のきっかけ　労働局の助成金担当者から聞いた

業務改善事例 ❷　巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

課題 利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。

対応 利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。

代表者の悩み　職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい。



さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、他の利用者の介助等が可能になった。

実施概要 ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果 巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ　県の介護事業担当部署からの提案

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

詳しくは、こちら
働き方改革推進支援資金 検索